

ホームヘルプステーション松の浦湯治の郷 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 琵琶湖愛輪会
- (2) 法人所在地 〒520-0512
滋賀県大津市大物665番地の7
- (3) 電話番号 (077) 592-2641
- (4) F A X 番号 (077) 592-2651
- (5) 代表者氏名 理事長 西地 孝介
- (6) 法人理念 「愛と輪」あなたの存在が必要とされる施設に。

2. 事業所概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護
平成18年10月1日滋賀県指定
- (2) 事業所の目的 介護保険法に従い、利用者の心身の状況や環境に応じてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (3) 事業所の名称 ホームヘルプステーション松の浦湯治の郷
- (4) 事業所の所在地 滋賀県大津市大物665番地の9
- (5) 電話番号 (077) 592-2640
- (6) F A X 番号 (077) 592-2650
- (7) 管理者氏名 奥村 加奈子
- (8) 開設年月 平成18年 10月
- (9) 事業の実施地域 大津市北部11学区(木戸、小松、和邇、小野、堅田、仰木の里、仰木の里東、仰木、真野、真野北、伊香立)、

3. 営業日及び営業時間

- 営業日 月曜日から土曜日 (祝日含む。但し、年末12月31日から年始1月3日を除く)
- 営業時間 午前9時00分から午後6時00分
- 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

管理者	1名（兼務）
サービス提供責任者	1名（兼務）
訪問介護員	5名

5. 提供するサービス

（1）介護保険給付の対象となるサービス

○身体介護

- ①入浴介助 利用者の入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。但し、心身の状態や入浴設備により困難な場合実施できない場合があります。
- ②排泄介助 利用者の排泄介助、おむつ交換を行います。
- ③食事介助 利用者の食事の介助を行います。
- ④体位変換 利用者の体位の変換を行います。
- ⑤移動援助 利用者の移動の介助を行います。

○生活援助

- ①調理 利用者の食事の用意を行います。（家族分の調理は行いません。）
- ②洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。（家族分の洗濯は行いません。）
- ③掃除 利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭や玄関周り等の敷地の掃除は行いません。）
- ④買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。

（2）介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

②交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、当事業所の定める交通費の実費をいただきます。事業実施地域を越えた場合、通常の実施地域を越えた地点から10kmごとに500円をいただきます。

③その他の費用

その他、利用者にご負担いただくことが適当と判断される費用をご負担いただきます。

6. 利用の中止と変更

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止することが出来ます。この場合にはサービスに入る前又は前日までに事業所に申し出てください。
- (2) サービス利用の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望される期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
- (3) 利用予定日の午前9時までに申し出がなく、利用の中止を申し出された場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。(キャンセル料につきましては、料金表を参照ください。)但し、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

7. 利用料金の支払い方法

当事業所は当月分の1割及び2割及び3割の自己負担分及び全額自己負担となる費用を合計し、請求明細書を翌月10日前後にお渡しいたします。利用者は、当月分のサービス利用料金を翌月の20日までに支払いいただく事とします。但し、金融機関の営業日により引き落とし日が前後する場合があります。支払方法は、金融機関の口座から引き落としさせていただきます。口座振替手数料として82円を徴収させていただきます。

8. 利用料金

利用料金については、別紙料金表を参照ください。

○実費負担分・その他の注意事項

- ・上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。
- ・二人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。
- ・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更いたします。
- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することがあります。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供に当っては、複数の訪問介護員が交代してサービスの提供をします。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は、「5. 提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業業者に依頼することは出来ません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

①訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ・医療行為
- ・利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品等の授受
- ・利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ・飲酒及び喫煙
- ・利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ・その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 苦情の受付について

当事業所では、利用者及びご家族からの相談・苦情に適切な対応するため、下記の専用窓口で受付を行っておりますので、ご遠慮なくお申出ください。

○相談・苦情受付窓口 担 当 奥村 加奈子
責任者 西地 孝介

○受付時間 午前9時00分から午後6時00分まで

電話番号 (077) 592-2641 代表
(077) 592-2640 直通

なお、直接ご相談・苦情しにくい場合は、事業所正面玄関に相談箱を設置しておりますので、そちらへ書面にて投函していただいても結構です。また行政の窓口としては、下記のとおりです。

○大津市介護保険課：077-528-2753

○滋賀県国民健康保険団体連合会：077-510-6605

(7) 暴力団の排除

大津市暴力団排除条例にもとづき、当法人の役員及び管理者、その他の従業員は暴力団員ではないこと。また、暴力団員の支配を受けずサービスから暴力団を排除します。

(8) 人権の擁護、虐待の防止等

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため従業員に対し、研修会の機会を確保します。

(9) 非常時災害等における事業継続について

非常時災害の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力体制の構築に努めるものとします。

(10) 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

(11) 代理人

本人が訪問介護サービスを利用するにあたり生じる権利義務の履行を行い得る能力（行動能力）が十分でない場合、代理人（法廷代理人・任意代理人）を選任し、これを行う事ができます。

(12) 緊急時の対応について

- ①連絡先：ヘルパーステーション松の浦湯治の郷（077-592-2641）
- ②対応可能時間：24 時間対応可能な体制を確保しております。急なキャンセル、又利用についてのご相談もこちらにお願いします。
- ③対応方針：支援中、支援外に関わらず、利用者様の病状に急変、その他、緊急事態が生じた場合、必要に応じて速やかに下記の対応を行います。

○緊急連絡先に連絡します

緊急連時連絡先 氏名： (続柄)
電話番号：

○かかりつけ医、その他、訪問看護（利用の方）へ連絡します

かかりつけ医
訪問看護事業所

○担当介護支援専門員に連絡します

必要に応じて消防署（救急）へ連絡します。

上記の重要事項説明書を本書 2 通作成し、本人、事業所が署名押印の上、1 通ずつ保管するものとする。

説明日 令和 年 月 日

上記の重要事項を説明いたしました。

滋賀県大津市大物665番地の7
社会福祉法人 琵琶湖愛輪会
ホームヘルパーステーション松の浦湯治の郷

代表者名 理事長 西地孝介 印

説明者 _____ 印

上記の重要事項の説明を受けました。

本人 _____ 印

代理人 _____ (本人との続柄) 印